

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

収支等命令者

佐賀県玄海水産振興センター所長 山浦 啓治

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 玄海水産振興センター波戸庁舎
 海水取水ポンプ取替工事
- (2) 工事概要等 海水取水ポンプ取替工事（1台）
 詳細は、別紙仕様書による
- (3) 工 期 契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 施工場所 佐賀県唐津市鎮西町名護屋6966
 玄海水産振興センター波戸庁舎

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、機械器具設置工事の決定（公告日時点）を受けていること。
- (2) 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本社を有するものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、
及び次の（イ）から（キ）に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届（様式第2号）を、令和7年11月28日（金）午後5時までに佐賀県玄海水産振興センター波戸庁舎へ持参又は郵送してください。（郵送の場合は、書留郵便とし、令和7年11月28日（金）午後5時必着とします。また、封筒に『玄海水産振興センター波戸庁舎 海水取水ポンプ取替工事 書類在中』と朱書きしてください。）

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、返却しません。また、提出された資料を当該業務に関する目的以外には使用しません。

※提出先・担当

〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋6966

佐賀県玄海水産振興センター種苗開発担当 大隈、藤崎

電話：0955-82-4311 E-mail：genkaisenta@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

(1) 入札及び開札の日時並びに場所

(ア) 日 時 令和7年12月9日（火）午前10時

(イ) 場 所 唐津市唐房6丁目4948-9

佐賀県玄海水産振興センター1 階会議室

(ウ) 入札方法 入札書の郵送による入札（郵送のみによる入札とします）

入札書の郵送は、書留郵便とし、令和7年12月8日（月）午後5時までに下記5（8）に必着とします。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に『玄海水産振興センター波戸庁舎 海水取水ポンプ取替工事入札書在中』と朱書きしてください。

(2) 仕様書等の交付方法

佐賀県のホームページから入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 問い合わせ先

(ア) 公告に関する質問期限 令和7年12月2日（火）の午後5時までに玄海水産振興センターのアドレスに電子メールで送付してください。

E-mail : genkaisenta@pref.saga.lg.jp

(イ) 質問に対する回答期限 令和7年12月4日(木)までに佐賀県のホームページに掲載します。

(5) 開札に関する事項

開札は、当該入札業務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則第103条第3項第2号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

(ア) 参加する資格のない者

(イ) 当該競争について不正行為を行なった者

(ウ) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

(エ) 一人で二以上の入札をした者

(オ) 代理人でその資格のない者

(カ) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

(ア) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(イ) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

(ア) 予定価格の制限の範囲内で「佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領」の規定による最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格要件の確認を行い、入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合に落札者とし、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、次の低い価格で入札した者を落札候補者として、入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない県職員にくじを引

かせ、落札者を決定します。

(イ) 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、後日、再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行います。

(ウ) 入札の実施回数は2回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

(6) 前金払

有

(7) 部分払

有

(8) 提出先

〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋 6966

佐賀県玄海水産振興センター波戸庁舎 大隈、藤崎

電話0955-82-4311 FAX. 0955-82-5705